

気をつけよう！見守ろう！ ふくいの消費生活



2020年7月号

住宅修理の契約は慎重に！！

自宅の不具合を指摘して不安をあおる「点検商法」など、高齢者を中心に、自宅を大切に思う気持ちに付け込んだ勧誘が増えています

相談事例 1

「冬の間に住宅に被害はなかったか？壊れた箇所は火災保険を使えば、自己負担なく修理できる。保険金の請求手続きも手伝います」と電話があり、「自己負担がないのであれば」と、点検のための訪問を了承した。

業者が壊れた箇所の写真を撮り、後日、持ってきた工事の見積りは200万円だったが、見積書と写真を提出した保険会社からは120万円しか保険金が下りなかった。業者からは120万円で工事をすると言われたが、不安になり断ろうとしたところ、高額な違約金と保険手続きの手数料を請求された。

ワンポイントアドバイス

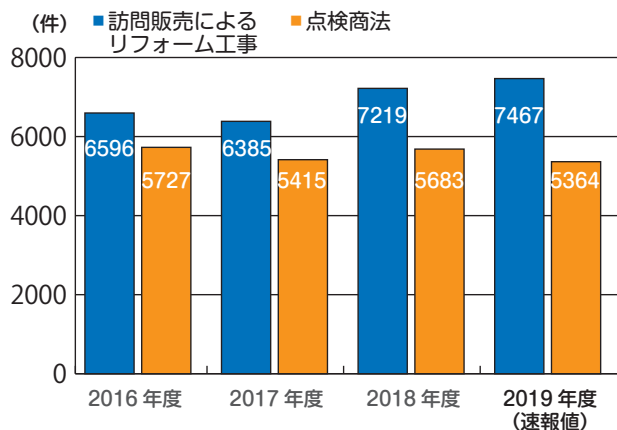
- ・保険金は必ず支払われるものではありません。まずは、加入先の損害保険会社または代理店に相談しましょう。
- ・勧誘されたその場で契約はしないでおきましょう。



工事もしないのにこんなに払わないといけないの？



訪問販売によるリフォーム工事等の相談件数（全国）



国民生活センター・全国の消費生活センターに寄せられた相談件数
出典：消費生活相談データベース（国民生活センター）

相談事例2

外壁工事のキャンペーンをしているという電話が突然あり、見積りだけならと思い訪問を承諾した。今なら見積りより更に値引きできると言われ、得した気分で契約したが、冷静になって考えると必要性のない工事だと思うようになったので解約したい。

ワンポイントアドバイス

- ・訪問販売の場合は、冷静に考え直す時間を確保するため、**8日間以内ならクーリング・オフが可能**です。
- ・クーリング・オフができるかどうかは、最寄りの**消費生活センター**に相談してみましよう！

相談事例3

知り合いの業者に屋根の補修工事を依頼した。知り合いなので見積りを取らなかったが、70万円くらいだと思っていた。工事終了後、請求書が届いたら、倍以上の金額だったので驚いた。あまりに高いので納得できない。

ワンポイントアドバイス

- ・知り合いや紹介を受けた業者でも、見積もりを取って**工事内容と金額をしっかりと確認**しましょう。
- ・**見積書や契約書などは、必ず書面でもらい**、「工事一式」などあいまいな記載の場合は、明細書をもらいましょう！

住宅修理・リフォームの進め方

STEP
01

情報を集め、工事の必要性等を検討する

- ・修理・リフォームの必要な部分を洗い出しましょう
- ・負担できる費用の目安をつけておきましょう



STEP
02

業者を選ぶ

- ・業者の実績を確認して複数の候補を選び、提案書や見積書をもらいましょう
- ・金額だけでなく、工事内容も含めてチェックし、施工体制や補償内容なども納得いくまで確認しましょう

STEP
03

契約をする

- ・工事の大小に関わらず、必ず契約書を交わしましょう
- ・引き渡しの期日など工期についても確認しておきましょう



STEP
04

工事中は定期的に確認

- ・契約どおりに工事が進んでいるか定期的に確認し、変更する場合はその内容を記録しておきましょう

STEP
05

工事後は仕上がりを確認、書類は保管

- ・引き渡し時には、業者とともに自分の目で仕上がりを確認しましょう
- ・工事に関する書類は、工事の終了後も、後々のために保管しておきましょう



扇風機やエアコンで火災発生！夏になる前に必ず点検を！

古い扇風機は経年劣化による火災に注意！

製造から10年以上たっている扇風機を使っていませんか？

- ・部品にひびや変形がないか確認
- ・使用しないときは電源を切り、プラグを抜いておく
- ・使用中、動きがおかしい、異音がする、焦げ臭いなどの症状があれば使用を中止し、メーカーや販売店に相談



エアコンは室内機・室外機ともに異常がないか確認

- ・消費電力が大きいため、電源コードを勝手に加工・修理しないこと
- ・内部の洗浄を行う際には、電気部品に洗浄液がかからないよう十分注意
- ・室内機や室外機に、虫や小動物が入り込んでいないか確認
- ・電源プラグの変形・焦げ臭いにおい・ブレーカーが頻繁に落ちるなどの症状があれば使用を中止し、メーカーや販売店に相談



写真：独立行政法人製品評価技術基盤機構



ご存知ですか？

レジ袋有料化

今年7月1日から
スタートします。



マイバックを持参しましょう



家庭でできる 防犯対策



特殊詐欺被害のほとんどは固定電話がきっかけです。固定電話を留守番電話に設定するなどの対策をして、犯人や悪質業者と話さないようにしましょう。



ただいま防犯対策のため、留守番設定にしています。

くらしに役立つ 消費生活通信セミナー 受講生大募集!

- 期 間 2020年9月～11月
- 学習方法
 - ①学習は、テキスト「2020年版くらしの豆知識」(国民生活センター発行)に沿って進めます。テキストから出題した演習問題を月1回(全3回)お送りしますので、郵送にて解答用紙をご提出ください(9月初旬に学習の進め方とテキストをお送りします)。
 - ②スクーリング(くらしに関する講座)への参加(1回以上)、またはレポートの提出をもって修了となります(スクーリング対象講座は、後日決定次第、随時ご案内いたします)。
- 申込方法 申込用紙をホームページ(下記URL)からダウンロードし、必要事項をご記入の上、840円分の切手(84円切手×10枚)を同封して郵送にてお申込み下さい。
- 申込期限 2020年8月10日(月)
- 問合せ・申込先 公益社団法人ふくい・くらしの研究所 通信セミナー係
〒910-0842 福井市開発5丁目1603番地
TEL 0776-52-0626 URL <http://www.kuranavi.jp/>

在宅学習で
消費者力
アップ!!



消費生活トラブルに関する 専門家による相談会

無料

要予約

7・8月の開設日

開設時間 14:00～16:00

分野	7月		8月	
福井弁護士会(法律)	2日(木)	県嶺南消費生活センター	4日(火)	県消費生活センター
	7日(火)	県消費生活センター	6日(木)	県嶺南消費生活センター
	15日(水)	あわら市消費者センター (☎0776-73-8017)	19日(水)	勝山市消費者センター (☎0779-88-8103)
司法書士(法律)	30日(木)	県嶺南消費生活センター	27日(木)	県嶺南消費生活センター

*事前に申込みが必要です。申込受付は、県の消費生活センター(0776-22-1102)までご連絡ください。
7月15日(水)、8月19日(水)の申込受付は、開催場所の市のセンターでもできます。

消費生活のご相談は・・・

(土日も相談を受け付けています)



福井県消費生活センター

〒910-0858 福井市手寄1丁目4-1(AOSSA 7階)

☎: 0776-22-1102

FAX: 0776-22-8190

福井県嶺南消費生活センター

〒917-0069 小浜市小浜白鬚112(白鬚業務棟3階)

☎: 0770-52-7830

FAX: 0770-52-7831(嶺南消費生活センターは第3日曜日は休館です)

受付時間 9:00～17:00 (祝日・年末年始は休館)



ホームページ

福井県 消費生活

検索

<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/shohic/index.html>



フェイスブック

<https://www.facebook.com/pref.fukui.cac/>

※ 市消費者センター、町相談コーナーでも受け付けています。

☆「消費者ホットライン」188 (局番なし)

福井県消費生活センターや市消費者センターなどの相談窓口につながります。音声ガイダンスが流れますが、操作が分からない場合はそのままお待ちいただければつながります。

